

門司植物防疫所交渉（全農林労働組合福岡分会）
議事要旨

1. 日 時：平成31年1月9日（水） 17：20～17：35

2. 場 所：門司植物防疫所研修室

3. 出席者：

門司植物防疫所	杉本俊一郎	所長
同	博多屋則昭	庶務課長
同	宮崎 健治	庶務課課長補佐
全農林労働組合福岡分会	吉岡 潤治	副委員長
同	松尾 正寛	書記長
同	森田 泰介	執行委員

4. 議 題：2018 秋闘要求書回答交渉
（全農林労働組合福岡分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要

（博多屋庶務課長）

ただ今から、全農林労働組合福岡分会からの要求に基づく交渉を開始する。

交渉を始めるにあたり、出席者を紹介する。

当局側として、杉本所長、宮崎庶務課課長補佐及び本日司会進行を務める庶務課長の博多屋です。

職員団体側として、福岡分会から吉岡副委員長、松尾書記長及び森田執行委員です。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、12月21日に実施した予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林福岡分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、

- ・「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の1及び2の超過勤務の縮減の部分、3のハラスメント防止対策の部分、4の休暇が取得しやすい職場環境整備の部分及び5、6
- ・「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」の何でも相談できる職場環境づくりの部分
- ・「Ⅲ 新たな人事評価制度について」

とし、その他の事項については、管理運営事項に該当することから、要望事項として整理したので、これを前提に交渉を行う。

（吉岡福岡分会副委員長）

本日は多忙なところ本交渉に対し、時間を頂いたことに感謝申し上げます。

門司植物防疫所組合員においては、農業の重要病害虫の我が国への侵入・まん延防止のため、輸出入植物や国内植物の検疫、万が一侵入した場合には根絶に向けた防除対策の実施等、日夜、職務遂行に邁進しているところであるが、特に近年は、訪日外国人旅

行者の増加により、国際航空路線や外国クルーズ船への対応が増加し、加えて、農産物輸出促進による、栽培地及び集荷地検査等の輸出検疫業務も増えている状況である。

今般、取りまとめた要求内容は、円滑な業務運営の実施はもとより、安心して働き続けられる職場を確立するためには重要な事項であり、門司植物防疫所当局におかれては誠実な対応を要請する。

まず、1点目は、労働条件の改善についてである。

現在、特に少人数の出張所においては、増加する国際航空路線や外国クルーズ船の対応により業務量が増加し、業務が輻輳する際は、本所及び各支所等からの業務応援により、人員不足を補っている状況にあるが、それでも少人数の出張所の負担はかなり増加している。

また、増加する業務実態に併せ、少人数でありながらシフト勤務を行っているが、現場組合員からは、年次休暇が取得しにくいとの声も多く寄せられており、一部の職員に業務が集中し、超過勤務の増加及び年次休暇が取得できないような偏った実態となっていないか等、懸念されるところである。当局におかれては、このような状況を踏まえ、十分なマネジメント力を一層発揮いただき、業務の平準化に務めるよう要請するとともに、年次休暇の計画的な取得及び超過勤務の縮減に向けた、環境整備を図るよう引き続き、強く要請する。

また、管理者と職員のコミュニケーションを重視し、明るく活気ある民主的な職場環境づくりを図るよう要請する。

特に少人数の出張所職員ともコミュニケーションを図って頂くことで、その実態の把握と、効率的な業務運営に向けた職場環境整備を心がけていただきたい。

2点目は、福利厚生充実についてである。

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所におけるメンタルヘルス対策の一層の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを要請する。

最後に、人事評価制度についてである。

評価制度の運営に当たっては、職場の人間関係に大きく影響するところであり、信頼関係なくして当制度の運営は成り立たないと考える。評価に対する被評価者の理解と納得が得られるよう、丁寧な指導・助言はもとより、日頃からコミュニケーションを図っていただくよう、お願い申し上げます。

以上、要求書の趣旨について申し上げ、門司植物防疫所当局の見解を伺う。

(杉本所長)

門司植物防疫所に勤務されている職員の皆様には、日々の業務の遂行に当たって不断の努力をいただいていることについて感謝申し上げます。

それでは、交渉の対象とする事項について、回答させていただく。

Iの1.2の超過勤務の縮減については、①一人当たりの年間超過勤務時間が360時間を超えないように努めること、②水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図ること、③予め日程調整を行うなど業務の平準化を図る等具体的な事項を定め、超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところである。

今後とも、事前の超過勤務命令を心掛け、勤務時間外に業務指示は行わないよう努めるとともに、定期的に超過勤務縮減の取組を検証し、より実効性のある超過勤務縮減対策の実施に努めてまいりたい。

Iの3. のハラスメント防止対策については、秘書課長通知により、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置等を明確にしているところであり、パワー・ハラスメントの防止については、人事院が作成した「『パワー・ハラスメント』を起こさないために注意すべき言動例について」を職員掲示板に掲示して職員に周知し、その防止に努めているところである。

Iの4. の年次休暇や夏季休暇を計画的に取得することは重要であると考えており、職員掲示板や所内会議等において、休暇計画表を作成し各自記入すること、また、ゴールデンウィークや夏季休暇の取得の際に年次休暇と組み合わせ、長期連続休暇となるよう努めることなどを促す等、職員が休暇を取得しやすい環境づくりをしているところであり、引き続き徹底してまいりたい。

諸休暇については、掲示板に制度等の概要を掲載するなど職員周知を図るほか、照会があった場合には個別に対応を行っているところであり、引き続き、利用しやすい職場環境の整備に努めてまいりたい。

Iの5. の仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう育児を行う職員等について職場全体で支援していくことは重要であると認識している。また、育児休業や育児短時間勤務を希望する職員の担当業務が支障なく遂行されるよう、必要に応じて業務の調整を行うなど、取得しやすい職場環境となるよう努めてまいりたい。

Iの6. の管理者と職員とのコミュニケーションについては、引き続き管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、業務を円滑に行うことができる環境づくりに努力する考えである。

II. のメンタルヘルス対策については、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき、心の健康に対する管理職員の意識向上のため、定期的にメンタルヘルス研修を実施しているほか、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制を整備しているところであり、引き続き職場や専門家が連携して対応する考えである。

III. の人事評価制度については、昇任・昇格、昇給、勤勉手当への反映など評価結果が処遇に活用されることから、期首面談においては、評価者と被評価者の間で目標内容を明確にし、認識を共有して、目標を確定するとともに、期末面談に当たっては、理由を含めて丁寧に説明するよう、引き続き指導してまいりたい。

日常的な指導・助言やコミュニケーションについては、人事評価制度にかかわらず、組織内の意識の共有や業務改善等につなげるほか、職場の実情を把握する上で最も基

礎的な手段と認識しており、今後とも、日常のコミュニケーションを奨励してまいりたい。

（吉岡福岡分会副委員長）

秋闘要求書にご回答いただき感謝申し上げます。

門司植物防疫所の労働条件の改善、超過勤務の縮減、健康管理への対応など、常日頃から適切かつ積極的に対応いただいていると理解する。

訪日外国人旅行者の増加、農産物輸出促進への対応、輸入植物検疫制度の見直しにおける業務の煩雑化などが進む中、限られた人員で適切な業務対応を行う上においても、より良い職場環境づくりに向けた最大限の配慮をお願いする。

（杉本所長）

本日の交渉を踏まえ、今後とも、職員の皆様の意見にも十分配慮し、職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

（博多屋庶務課長）

以上をもって、全農林労働組合福岡分会からの要求に基づく交渉を終了する。

－ 以 上 －

18全農林福岡分会要求 9 号
2018年 12月 18日

門司植物防疫所

所 長 杉 本 俊 一 郎 殿

全農林労働組合福岡分会

委員長 轟 政 浩



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、4年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 門司植物防疫所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、門司植物防疫所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 門司植物防疫所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 門司植物防疫所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 門司植物防疫所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 門司植物防疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上